

東京都利島村と麻布大学との包括的連携に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、東京都利島村と麻布大学とが相互に包括的連携のもと、所有者の判明しない猫の個体数管理、また動物や自然環境に関する研究の推進を通じて、人と自然の共生を探求し、相互に有する知的資源、人的資源及び物的資源の活用により地域社会の持続的発展に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を達成するために、以下の事項について連携協力をを行い、所有者の判明しない猫の避妊去勢手術実施に関する詳細については、別紙の覚書に基づき実施する。

- (1) 学術研究
- (2) 研究成果の実用化とその普及啓発、情報発信
- (3) 人材育成
- (4) 教育・文化の振興
- (5) その他両者が協議して必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定書の実施に関し、連携協力の細目等の具体的な事項については、両者が協議して別に定めるものとする。また、この協定に定めのない事項については、両者が協議して別途覚書に定めるものとする。

(有効期間)

第4条 この有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、両者いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月31日

東京都利島村

村長 村山 将人



麻布大学

学長 川上 泰

